

## 中津市クリーンプラザ施設使用料減免基準

中津市クリーンプラザ（清掃管理課）

「中津市一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例（平成 10 年中津市条例第 39 号）」第 5 条の規定により市長が使用料を減免する場合の基準及び手続きは次のとおりとする。

### （減免基準）

1. 天災（風水害・地震等）
2. 火災
3. 地区及びボランティア清掃
4. 不法投棄処理
5. 市及び市の執行機関が市の行政上のために利用するとき
6. その他特別の理由があると認めるとき

上記の理由により廃棄物の処理を行った場合

### （手続き）

1. 申請書の提出
2. 火災については罹災証明を添付
3. その他必要に応じ理由書等の添付

### （減免）

1. 上記の減免基準に該当するときは使用料を減免する。

### （搬入禁止物）

1. 産業廃棄物「中津市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 6 年中津市条例第 12 号）」第 24 条第 1 項に規定する産業廃棄物を除く。

※市の施設から生じた脱水汚泥、その他市長が特別に必要と認めたものに限る。

2. 適正処理困難物（中津市一般廃棄物処理基本計画 表 4 - 7）

※土木建築廃材の石材、瓦、コンクリート類、レンガ、有害物質及び危険物類の劇薬、火薬、農薬、ガスボンベ、消火器、自動車、自動二輪、原付二輪、タイヤ、バッテリー、魚網、農業用資材（マルチ、ビニール類）、農業用機械類、感染性医療廃棄物、その他収集運搬・処分上支障があるもの等